

## 令和6年度 第5回徳島地方最低賃金審議会議事録

### 1 開催日時等

日時 令和6年8月29日（木）午後3時30分～午後4時15分

場所 徳島地方合同庁舎6会議室

### 2 出席者

（公益委員）稲倉委員 段野委員 端村委員 撫養委員 米澤委員

（労側委員）賀川委員 川口委員 辰巳委員 三木委員 南委員

（使側委員）藍原委員 天野委員 五島委員 中村委員 脇田委員

### 3 議題

徳島県最低賃金額改正の審議について

### 4 議事

段野会長

委員の皆様、お待たせいたしました。

それでは、令和6年度第5回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、本日の委員の出席状況、公開の状況について報告してください。

事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全員の3分の2の10名または各側委員の3分の1の2名以上の出席で成立することとなっております。本日は15名の委員が出席しております。本審議会が有効に成立していることを報告します。

また、本審議会は公開しており、6名の方が傍聴しております。傍聴人の方以外に報道関係者の方も来ておられます。傍聴の方は、お配りしております注意事項を守っていただきますようお願い申し上げます。

なお、前回、第4回本審において、県からの回答のうち、「目安を大幅に上回る引上げとなった場合には」の「大幅に上回る引上げ」を具体的に示していただきたい、とのご質問がありました。この点について徳島県に問い合わせましたところ、「前回申し上げた以上のお答えはできない」という回答がありましたので、その旨報告いたします。

また、県から新たな要請がありましたので、紹介いたします。

資料1-1から1-3まで、後藤田知事からの3回目の要請書を添付しております。

要請書の内容について説明します。

資料1-1、1-2は、徳島地方最低賃金審議会の審議の全面公開を求める要請についてと題した要請書で、それぞれ徳島地方最低賃金審議会会長、徳島労働局長が宛名になっております。内容は、専門部会について全面公開を求めるものです。

なお、徳島県からは、本要請について文書で回答するようにとの要請も口頭で行われております。

続きまして、資料の1-3、最低賃金引上げに向けた緊急要請と題した要請書です。徳島地方最低

賃金審議会委員各位が宛名になっています。内容は、

「令和3年度の1人当たり県民所得上位20都府県の大部分で最低賃金が1,000円を超えているほか、大都市に隣接する県や地域内格差がある北海道でも1,000円を超えている状況であり、1人当たり県民所得上位8番目に位置する本県の最低賃金が、県民所得や給与の水準、地域の経済状況を十分に反映されていない」こと、

「加えて最低賃金が低い現状は、本県が抱える人材不足、そして未来を担う若者の希望までも奪いかねない状況」であること

等について指摘したうえで、

「県ではこれまでの要請を踏まえた目安を大幅に上回る引上げとなった場合には、大きな影響を受けることとなる中小企業、小規模事業者を支援する積極的な経済対策を行ってまいりたい」とし、

「審議会の皆様の英断を期待しております。」と締めくくられております。

以上であります。

#### 段野会長

資料1-3、最低賃金引上げに向けた緊急要請と題しました要請書につきましては、先ほど開催されました第5回専門部会においても事務局から説明し、これを踏まえた審議を行っていただいたところです。その上で、労使双方から「既に県民所得なども考慮した上での審議をしている」との認識が示されました。それを踏まえて結論が出されましたことを報告させていただきます。

徳島県最低賃金につきましては、専門部会をこれまで5回開催し、慎重に審議を進めてまいりましたが、労使の歩み寄りがあったものの、金額一致というところには至りませんでした。

さきほどの第5回専門部会におきまして、公益委員の見解を提示させていただきました。多数決により、部会報告を取りまとめたところです。

これからお配りする専門部会報告と公益見解についてご確認いただければと思います。

事務局は、専門部会の報告と公益の見解をお配りください。

(専門部会報告、公益見解を配布)

#### 段野会長

なお、発効日につきましては、専門部会の全会一致で、最短の発効日ではなく令和6年11月1日といたしました。また、付帯決議については別紙3のとおりです。

先ほど申し上げました公益委員の見解について説明をいたします。

令和6年度徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会公益代表委員見解

- 1 全会一致での結審を目指し、努力をしてみましたが、残念ながら、労使意見の隔たりが大きく一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示しします。
- 2 本年度の徳島地方最低賃金の改正については、「現行額896円から84円引き上げ、改正額980円」とするべきとの判断に至りました。

以下、その理由について説明します。

- 3 最低賃金法第9条第2項では、「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」として、最低賃金の決

定の際に考慮すべきいわゆる法定3要素について定めていますが、この3要素に基づき、各指標について他都道府県と比較した際の徳島県の立ち位置にふさわしい最低賃金とする必要があると考えます。

この点、令和6年度第3回徳島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会における提出資料1「主要統計資料（追補版）」では、

- ① 労働者の生計費については、「4人世帯の標準生計費月額」が33位、「消費者物価地域差指数」が23位、「1月あたりの消費支出額」が11位。
- ② 労働者の賃金については、「新規学卒者（高卒）の所定内給与額」が男性29位、女性14位、「定期給与」が32位、「パートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金」が、平均額で20位、下限額で25位。
- ③ 通常の事業の賃金支払能力については、「有効求人倍率」が32位、「失業率」が低い順で9位、参考指数ではありますが、「県民所得（財産所得を除く）に対する県民雇用者報酬の割合」が、低い順で3位。

等となっていることから、これらを総合的に勘案しますと、徳島県は全都道府県中、中位より上に位置しているということが分かります。

4 また令和5年における全都道府県の地方最低賃金額についてみてみますと、中位はおおむね930円程度となっております。

5 これに関し、3に掲げた各種の指標から徳島県は全都道府県中、中位より上に位置していること、徳島県における人材確保の取組をより一層強化する必要があるとの委員の意見があったこと、これらを踏まえ、令和6年徳島県最低賃金額について、中位である930円に目安額の50円を加えた額より上に位置付けることも考えられます。

6 一方、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」におきまして、「労働生産性の引上げ努力などを通じ、2030年代半ばまでに1,500円となることを目指す」とこととされていることから、この目標を達成するためには、来年以降も継続して最低賃金額の引上げを行っていく必要があるものの、徳島県内におきましては中小零細企業が多く、その賃金支払い能力を踏まえ、企業の持続的発展のためには、最低賃金の急激な変化は抑制されるべきであるとの委員の意見も参酌する必要があります。

7 これらのことを総合的に勘案しました結果、令和6年度における徳島県最低賃金額につきましては、中位である930円に目安額の50円を加えた980円とすべきとの判断に至ったものでございます。

公益見解は以上になります。

それでは、本審議会としまして、専門部会報告の内容で答申することについての採決を行いたいと思います。

それでは、採決に移りたいと思いますが、労使におきまして意見を取りまとめる時間というものは必要でございますでしょうか。

川口委員

はい、いただきたいです。

段野会長

ありがとうございます。

労使双方から意見を取りまとめる時間が必要とのご意見をいただきました。

10分程度でよろしいでしょうか。

川口委員

はい。

段野会長

ありがとうございます。

それでは、事務局は今後の流れを説明してください。

事務局（室長）

それでは、労側委員は4階の委員の控室へ、使側委員は5階の委員の控室で打合せを行ってください。

10分程度ということですので、16時から再開ということをお願いします。

（労・使委員、打合わせ）

段野会長

それでは再開いたします。

では、専門部会報告のとおり、現行の最低賃金額896円、これを84円引き上げ、時間額980円、発効日を11月1日とすることに賛成の方、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

段野会長

公益4名、労側3名、使側3名、計10名。ありがとうございます。

続きまして、次に反対の方、挙手をお願いいたします。

（反対者挙手）

段野会長

公益0名、労側2名、使側2名、計4名になります。ありがとうございます。

ただいまの採決の結果、賛成10、反対4、賛成多数となりましたので、専門部会報告の内容で答申をさせていただきます。

事務局は、答申文写しを配付してください。

また、私が局長に答申する際の撮影を認めますので、事務局は撮影をされる方をご案内してください。

(答申文写しを配布)

では、今から私から局長に答申文を渡すまでの撮影許可をいたします。  
それでは、局長に答申をさせていただきます。

(会長が局長に答申文を手渡す。)

段野会長

では、撮影はここまでといたします。撮影の方はご退出をお願いいたします。

続きまして、資料 1-1、1-2 は「徳島地方最低賃金審議会の審議の全面公開を求める要請について」と題した要請書になります。

事務局から説明がありましたとおり、専門部会におきまして全面公開を求めるものです。

専門部会の公開については、あり方検討小委員会で検討し、第 1 回本審におきまして、第 1 回専門部会のみ公開、傍聴を認め、第 2 回以降の専門部会につきましては、会議を非公開とするが議事録を公開する旨が決議されております。今年度の専門部会の会議の非公開につきましては既に決定されておりますので、来年度以降の取扱いにつきまして、今年度の状況も踏まえつつ検討を進めていくこととしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

段野会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

なお、県からは、本要請につきまして文書で回答するように求められています。事務局は、案を作成していただいて、各委員に了解を取っていただくようお願いいたします。

事務局（室長）

承知いたしました。事務局で案を作成し、各委員に相談させていただきたいと思っております。

段野会長

それでは、竹中局長よりご挨拶をお願いいたします。

局長

ただいま答申いただきましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

今年度の徳島県最低賃金の審議につきましては、7月5日の諮問以来、本日を含めて5回の本審と5回の専門部会において慎重に審議を重ねていただきました。昨年度の結果を受けまして、今年度の審議に対しては地域の注目度も高い中、それぞれのお立場お立場で大変厳しいものがあつたと存じますが、知事などの最賃引上げの要請や徳島県の置かれた状況も十分に踏まえて議論していただきました。この結果、徳島県の現在の立ち位置を例年よりも重視したご審議をいただき、徳島県にふさわしい最低賃金額を答申いただいたと受け止めております。委員の皆様にご真摯にご議論を尽くしていただいたことに心より御礼を申し上げます。

この後、所定の手続を踏みまして、答申の内容に沿って本年度の最低賃金を決定させていただきます。

また、今回は過去にない大幅な引上げ額をお示しいただいたところですが、徳島労働局といたしましては、改定後の最低賃金額の周知及び確実な履行確保に最善を尽くすとともに、業務改善助成金の活用をはじめとした企業に対する賃金支援策へ全力で取り組んでまいりたいと思っております。

さらに、付帯決議の内容につきましても適切に対応させていただきます。

引き続きご理解、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、答申を受けて、私からのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

段野会長

ありがとうございました。

事務局は、答申後の手続の説明をお願いいたします。

事務局（室長）

本日、最低賃金法第11条第1項に基づき、答申の要旨を局の掲示板に公示します。また、異議に関する審議を開催することとしておりますが、これについて、事務局において事前に委員の皆様のご都合をお聞きしております。9月19日の午前11時から、この会議室で開催することについてご審議いただくことを提案します。

段野会長

それでは、事務局の提案どおり、異議に対する審議を9月19日の午前11時から開催することとしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

段野会長

ありがとうございます。

それでは、異議に関する審議を9月19日の午前11時からこの会議室で開催いたします。委員の皆様にはお集まりいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次の議事に移りたいと思います。

その他になりますが、ご意見等ございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

辰巳委員

委員として意見させていただきたいと思います。

1つ目は、まず県民の皆様には私は委員として申し訳なかったと謝罪したいと思います。こんなに県民の皆さんの生活に関係する重要な最低賃金審議会にもかかわらず、内容の審議が、議論がどうなってるか分からない。それぞれの委員がどのような意見を持っているか分からない。

全く分からないような進め方、先ほども知事から指摘があった、弁護士会からも指摘があったように、来年は是非あり方委員会そして専門部会そして本審のやり方について変更すべきだと思います。絶対に過去の習わしや前年踏襲のやり方ではなくて、実質的な議論を行って、審議の公開が、県民の皆さんに分かるように進めるように、皆さんで変えていただきたいと思います。

それと、最後に、最賃は、労使の勝ち負けでなく、各県の勝ち負けではないと思います。是非今日来ていただいている報道関係の皆様も、その辺を重々注意して報道いただきたいと思います。私の意見です。

段野会長

ありがとうございます。

その他、ご意見はございますでしょうか。

お願いいたします。三木委員。

三木委員

労側の私たちは、本当は1,000円に上げたかった、1,000円を超えたかったというのが本心、正直なところです。時給1,000円で年間2,000時間働いても年収200万円です。これを超える金額にしたかった。一生懸命働いている方にとって納得がいかない数字となったことは非常に残念と思います。

一方で、今年は最後の最後まで審議を尽くしたことにしましては、評価できていると思っています。

また、支援策などの周知に関して、いま一度お願いをしたいと思っております。特に業務改善助成金に関しましては、12月27日が締切りということもあり、設備投資など中小企業は準備が必要でございますので、前倒しで周知し、周知を徹底していただきたいと思います。

以上です。

段野会長

ありがとうございます。

そのほか、ご意見ございましたらお願いします。

脇田委員、お願いします。

脇田委員

使用者側委員の立場として、中小企業・小規模事業者の厳しい実態も申し上げてきたところでございます。

最後までお付き合いいただき、なおかつ難しい調整をしていただいた公益委員の皆様方には非常に深く感謝申し上げます。

また、我々といろいろ議論を重ね、真摯に議論をいただきました労働者側委員の皆様にもお礼を申し上げます。

それから、労使の審議に、データをしっかりと出していただき、準備をしていただくなど、適切に事務局機能を発揮いただきました事務局の皆様にも御礼を申し上げますというふうに思います。

残念ながら全会一致とはなりませんでしたが、データに基づく納得感のある議論が重要

であると改めて思うところです。皆さまどうもありがとうございました。

段野会長

ありがとうございました。その他、よろしいでしょうか。  
なければ、事務局から何かございますでしょうか。

事務局（室長）

事務局からはございません。

段野会長

ほかになれば、これで閉会といたします。  
皆様、本当にありがとうございました。  
(閉会)